

アフリカ・南スーダン北東部マラカルの国連難民キャンプで発生した暴力事件（17～18日）で、同国政府軍がキャンプ内に進入し放火や発砲で住民を攻撃する重大事態が発生しています。このような事態のもとで、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派遣されている約350人の自衛官の任務や武器使用権限が戦争法に基づいて拡大されれば、現地で政府軍などとの交戦を迫られかねない危険な状況が強まっています。（中祖寅一）

變質PKO法

戦争法・安保法制における自衛隊PKO活動の拡大

(国連PKOの好戦的性格に合わせた「改定」)

●国連平和維持活動（第3条1号）に追加

紛争による浪費に伴う財政逼迫と累積の脅威からの
住民の保護

国際平和協力業務に新設された「業務」 (第3条5号ト) (安全確保活動)

② 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保全のための監視、警備、巡回、査定及び整備

●武器使用権限の拡大（26条）

③ (上記の業務に) 従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、…実施計画に定める装備である武器を使用することができる

のものとの自衛隊の任務は、
停戦状態を「維持」「監視」する
とともに、従来のPKO法の活動
とは異質な、混亂状態の中で
暴力への対峙(たいじ)、制圧を任務とするものです。

従来の「自己保存」のための武器使用であれば、例えば自衛隊が巡回中に襲われた場合、まずは「巡回」任務は中止して退避し、自分と自分の「管理下」にある他人の生命を守るために「必要最小限」の武器使用ができるという定がありました。建前では、不測の事態における「自然権

政府は、相手が国連だとはに準ずる組織でないので、「国際的武力紛争ではなく武力行使にならない」といいます。しかし、南スーダンで国連PKO部隊に攻撃を仕掛ける最大の存在は南スーダン政府軍です。国連PKOは内戦に巻き込まれた状態です。このような状況下での反撃は、紛れもなく違憲の武力行使です。

PKOの任務はこの20年間
余で大幅に変質し、中立性を
投げ捨て自ら「交戦主体」＝
紛争当事者になっています。

シル一ズ

待
た
ま
し
!

○が混乱状態の中で住民を「保護する責任」にもどりき武装勢力の制圧を辞さない活動に乗り出すも、自衛隊による「住民の保護」を規定(①)。それに対応し、「特定の区域の保安のため」として、自衛隊が「監視、駐留、巡回、検問及び警護」を行い(②)、その任務を妨害する勢力が現れ

化し、大統領派の武装勢力の襲撃を恐れた民衆が国連保護施設に大規模に避難する状態が続いている。国連保護施設が襲撃を受け、銃撃戦が何度も起きています。PKO部隊が必然的に武装勢力との交戦当事者になり、「殺し殺される」状況です。

任務続行を前提に、妨害撃沈を排除するために積極的な応戦・攻撃を行うことになります。「必要」なる相手を殲滅す。[せんめつ] わるひしもあるえます。

交戦の危険増す「安全確保活動」

歩驟

掃討作戦に転化
ります。

的権利ともいづべき」やむを得ない反撃です。